

「困難な問題を抱える女性への支援に関する京都府基本計画(仮称)」中間案に対する府民意見募集の結果

- 1 意見募集期間 令和5年12月15日～令和6年1月15日
- 2 意見提出数 11個人1団体・45件
- 3 御意見・御提案の要旨とそれに対する京都府の考え方

整理番号	項目	御意見・御提案の要旨	京都府の考え方
1	計画策定について	NPO法人のなかには不正を行う団体もあり、京都府には府民の税金を公平分配する義務があるため、直ちに困難な問題を抱える女性への支援に関する京都府基本計画(仮称)を廃案とし、税金を少子化対策や違法難民対策に使うべき。	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第8条において、都道府県は、国が定める基本計画に即して困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画を定めなければならないとされています。
2	民間団体との連携	民間団体との連携にあたっては、府及び市町村は注意深く団体の情報収集に努めるべき。	いただいた御意見は大切な視点であり、貴重な御意見として承ります。
3		情報収集先が偏り誤解が生じないように、広く公になされるべき。	いただいた御意見は大切な視点であり、貴重な御意見として承ります。
4		事業実施にあたり民間団体と連携する場合、選定課程や成果報告を速やかに公開するなど情報公開をしっかりと行い、透明性の高い活動とすべき。	いただいた御意見は大切な視点であり、貴重な御意見として承ります。
5		民間団体の適格性については、厚生労働省の通知を遵守するべき。	いただいた御意見は大切な視点であり、貴重な御意見として承ります。
6		民間団体との協働において補助を行う場合は、適格性についてしっかりと調査するべき。また、自立までの課程において、支援者自身がお金を稼ぎながら社会復帰を目指す仕組みを検討すべき。	いただいた御意見は大切な視点であり、貴重な御意見として承ります。
7	民間団体との連携にあたっては、適格性があるかをしっかりと調査すべき。	いただいた御意見は大切な視点であり、貴重な御意見として承ります。	
8	性犯罪・性暴力被害者ワンストップ相談支援センターとの連携等について	性暴力や性的虐待の被害者支援において、京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センターとの連携を強化すべき。	性犯罪・性暴力被害者の支援において京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センターの役割は非常に重要であり、欠かせない存在であることから、今後も連携を強化してまいります。
9		性暴力被害者の支援にあたり、支援員の処遇改善、相談場所の安全及び相談時間の確保、社会に対する積極的な性教育、啓発に取り組むべき。	性犯罪・性暴力被害者の支援においては、京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センターと連携して取り組みを進めてまいりたいと考えております。
10	人員配置・処遇改善	困難な女性支援のためには力量のある相談支援員が必要であり、一生をかけてこの仕事に取り組めるような志の高い人を育てるためにも、安定的な身分と保障が必要。	困難な問題を抱える女性への支援については、専門性が高く技量が必要な業務であると考えており、支援体制を充実させるためにも、女性相談支援員の処遇改善に努めてまいります。
11		計画の実効性を高めるには、支援に携わる方々の力が大きなポイントになる。そのためには、相談支援員などの処遇改善が必要不可欠であり、安定した身分や専門性を認めた待遇にしておくことを計画に盛り込んでいただきたい。	困難な問題を抱える女性への支援については、専門性が高く技量が必要な業務であると考えており、支援体制を充実させるために、女性相談支援員の処遇改善に努めてまいります。
12		目標達成のために必要な人材及び人員配置について明記するべき。	困難な問題を抱える女性への支援については、専門性が高く技量が必要な業務であり、人材の確保は非常に重要であると考えておりますが、現状では具体的に明記することは難しいと考えております。
13	施策検討	支援のための第一歩は当事者の声を聴くことが最も大事であり、当事者の声をしっかりと聴いて施策を作り上げてほしい。	京都府基本計画をもとに実効性のある施策を実施するにあたっては、当事者の皆様からの意見を聴取することは非常に大事なことでと考えており、今後、具体的な施策を検討する際には、当事者の皆様の声をよく聴いて対応してまいります。
14		支援にあたっては、本人の意向に合わせるだけでなく、簡単に実行できる課題を課すことも必要。	いただいた御意見は大切な視点であり、貴重な御意見として承ります。

整理番号	項目	御意見・御提案の要旨	京都府の考え方
15	第1章-1	国の基本的な方針にある「困難な問題を抱える女性の人権を擁護するとともに、その性に起因して困難な状態に陥りやすい女性を支援することにより、男女平等の実現に資する」という文言を追加すべき。	御意見のとおり文言を追加します。
16	第1章-4	「日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える、あるいは抱えるおそれのある女性」という文言の中に、自身の国籍や日本語を母国語としないこと、出自、疾病や障害、過去の経験に起因する複合的な差別や社会的排除に直面し、抱えている問題自体が複合化・複雑化していることが多いことを理解する必要がある。	いただいた御意見は大切な視点であり、貴重な御意見として承ります。
17	第2章-1-(3)	以下の2項目を追加すべき。 ・地域によっては、行政機関に相談に行くと、相談したことを知り合いに知られてしまうため、相談窓口を利用できないことがある。 ・障害の特性への配慮がないと相談窓口を利用できないこともある。	第2章-1-(3) 課題にある「公的な機関に相談することを、ためらう人も多い。」の要因には、いただいた御意見も含まれると考えております。
18	第2章-3,5	人権意識をもち、相談者との信頼関係を構築する力を兼ね備えた支援者の育成のためには、府が「課題とする問題意識」を明確にし、反映された研修が必要。加えて、実際に「女性相談支援員の安定した雇用」を明記すべき。	いただいた御意見は大切な視点であり、今後、研修を開催する際の参考とさせていただきます。 また、困難な問題を抱える女性への支援については、専門性が高く技量が必要な業務であると考えており、支援体制を充実させるために、女性相談支援員の処遇改善に努めてまいります。
19	第3章-1-(1)	困難な女性の支援は高い専門性を要する業務であることに鑑み、京都府の役割として、専門職を含めた必要な人員配置を進めるべき。	困難な問題を抱える女性への支援については、専門性が高く技量が必要な業務であるため、支援体制の充実に向けた人員配置や処遇改善に努めてまいります。
20	第3章-1-(1)	人材育成に係る研修等においても実効性のある方法を検討、実践していくべき。	支援者に関わる関係者の資質向上は重要であると考えており、専門的知識の習得及び資質の向上に資する研修となるよう、実施内容や方法について検討してまいります。
21	第3章-1-(1)	困難な問題を抱える女性の支援にあたっては、福祉以外の他計画も関連しているため、部局を横断して取り組むことを明記すべき。	「困難な問題を抱える女性への支援に関する京都府基本計画」は、「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画」や「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画」など関連する計画と整合性を図り、関係部局と協力して取組を進めるものであるため、御意見を踏まえ、第1章-3 計画の位置づけに追記します。
22	第3章-1-(2)	市町村の女性相談窓口の周知に努めることを明記すべき。	第4章-1 困難な問題を抱える女性等に向けた情報提供の「女性が困難な問題を抱えた場合に相談できる窓口の周知広報」に、「市町村の女性相談窓口の周知に努めること」も含んでおります。
23	第3章-1-(2)	「支援対象者にとって最も身近な、支援の端緒となる相談機能を果たすとともに、」の後に「SNS等を活用した多様な相談支援の環境を整備し、」を追加すべき。	市町村における具体的な取組については、当該市町村において策定される市町村基本計画（努力義務）で定められるものとなります。
24	第3章-2-(5)	性犯罪・性暴力被害者の支援にあたっては「京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター」の法的な位置付けが不十分であるため、本計画において位置付けるべき。	性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターは、第4次男女共同参画基本計画及び第3次犯罪被害者当基本計画に基づいて、設置・運営しているところです。性犯罪・性暴力被害者の支援において京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センターとの連携は欠かせないと考えており、本計画においても連携が求められる関係機関として位置付けているところです。
25	第4章前段	第4章 困難な問題を抱える女性への支援施策の方向性の支援対象者に「障害のある女性」を追加すべき。	国基本方針第2-1法における施策の対象者及び基本理念においても「法が定義する状況に当てはまる女性であれば年齢、障害の有無、国籍等を問わず、性的搾取により従前から婦人保護事業の対象となってきた者を含め、必要に応じて法による支援の対象となる。」とあることから、第1章-4 計画における支援対象者に含まれると考えております。
26		「性的マイノリティ」の定義は国の基本方針にある「性的自認が女性である人」の意味か。	「性的マイノリティ」の定義は「性自認が女性」である方です。
27		「性的マイノリティ」に「自認女性」以外の法的男性が含まれる場合、本計画にて支援活動を実施する理由は如何か。また、第1章との齟齬が生じるため、計画内にも理由を記載すべき。	「性的マイノリティ」に「性自認が女性」である方以外の男性は含みません。
28		性的マイノリティの定義が不明。	本計画における「性的マイノリティ」とは、「性自認が女性」の方を指しています。
29		外国人の支援について、不法入国や不法滞在者への対応はどのように考えているのか。	本計画において支援対象としている外国人には、在留資格の有無で制限はかけておりません。法を遵守し、関係機関と連携して支援してまいります。

整理番号	項目	御意見・御提案の要旨	京都府の考え方
30	第4章-1	地域によっては経済的貧困等により困難な問題を抱える女性が多く存在するところもあり、そのような家庭で育つと次世代でも同じ状況が起こるといふ悪循環が起こりやすいので、状況を打開するためにも地域にある相談窓口の啓発が必要。	困難な問題を抱える女性に対して、より身近な地域において寄り添った相談対応を行っている相談窓口の存在を周知することは重要であると考えており、積極的な広報・啓発により適切な支援につなげるよう努めてまいります。
31	第4章-1	被害者から相談することを求めるのではなく、被害を受け止める社会を育成するため、「人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資する」という基本的な考え方を府民に浸透させるための教育・啓発を通して府民意識を醸成することが重要。	今後、ご意見を踏まえて具体的な取組を検討してまいります。
32	第4章-2	他の自治体において、パンフレットの郵送枚数やSNSでの評価数がアウトリーチの実績に含まれるなどその効果に疑問の残る事例があるが、京都府におけるアウトリーチの具体的な手法とその効果の検証が不明。	今後、御意見を踏まえて具体的な取組を検討してまいります。
33	第4章-4-(1)	以下の点を検討するべき。 ・相談支援にあたっては「トラウマインフォームドケア」の視点が重要であることを明記する ・相談支援員の雇用条件等の処遇改善を検討する	いただいた御意見は大切な視点であり、今後、「トラウマインフォームドケア」に関する職員研修にも取り組んでまいります。困難な問題を抱える女性への支援については、専門性が高く技法が必要な業務であるため、支援体制の確保に向けた人員配置や処遇改善に努めてまいります。
34	第4章-4-(2)	安全確保以外に困難な問題を抱える女性の多様なニーズに応えるための一時保護が必要であることを明記するべき。	支援対象者の多様なニーズに応えられるよう、第4章-4-(2)一時保護において、国の基本方針に沿った多様なニーズに対応した一時保護の実施や民間団体と連携した被害者の状況に応じた適切な一時保護委託の実施を明記しております。
35	第4章-4-(3)	被害者回復支援にあたっては、ジェンダーの視点で心理的支援を行うことが重要である。	今後、ご意見を踏まえて具体的な取組を検討してまいります。
36	第4章-4-(3)	支援対象者の心理的ケアにおいて、ジェンダーやトラウマインフォームドケアの視点を取り入れるべき。	いただいた御意見は大切な視点であり、今後、「トラウマインフォームドケア」に関する職員研修にも取り組んでまいります。
37	第4章-5-(2)	当事者が利用しやすい居場所づくりを進めるため、当事者を参画させることが望ましい。	今後、ご意見を踏まえて具体的な取組を検討してまいります。
38	第4章-5-(2)	居場所の提供にあたっては、支援対象者それぞれの境遇に合わせて選択できるように複数の場所を提供するとともに、支援対象者以外も利用できる場所とするべき。	今後、御意見を踏まえて具体的な取組を検討してまいります。
39	第4章-5-(3)	部屋を借りる際に保証人が必要である場合に利用できる制度を検討すべき。	今後、ご意見を踏まえて具体的な取組を検討してまいります。
40	第2章-1 第4章-5,7	潜在的なニーズが存在することが前提となっているが、福祉活動やデフレ経済の脱却により、貧困が減少していることを考慮するべき。	貴重な御意見として承ります。
41	第4章-6-(1)	性犯罪・性暴力被害者支援にあたっては、京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センターとの連携体制をより強化すべき。	性犯罪・性暴力被害者の支援において京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センターの役割は非常に重要であり、欠かせない存在であることから、今後も連携を強化してまいります。
42	第4章-6-(2)	支援調整会議の設置・運用の際には、京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センターの位置付けを検討すべき。	性犯罪・性暴力被害者の支援において京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センターとの連携は欠かせないと考えております。類似の会議体である要保護対策児童協議会やDV対策地域協議会の運用状況も踏まえて、支援調整会議のあり方を検討してまいります。
43	第4章-7	「数値目標」にある「アウトリーチによる相談・自立支援件数」について、延べ500件の「延べ」が「計画対象の5年間の通算」の意味であれば、年間100件となり支援強化に対して目標設定が低いのではないかと。	「延べ500件」は、「計画期間の5年間の通算件数」となっております。また、御意見及び過去の実施状況を踏まえ、延べ600件（年間120件）に修正します。
44	第4章-7	実際に何人の自立に繋げるかなど、支援成果そのものについて目標を掲げられないか。五年という相応の長さを持つ計画であり、手段のみが整備されて肝心の支援そのものから目が逸れないよう、支援成果そのものを評価指標に入れてはいいかがか。	支援対象者の自立においてはその過程が大切であると考えており、関係機関と連携しながら支援内容を検討する等、個別の支援を充実させてまいりたいと考えております。
45	第4章-8	調査研究等の推進にあたっては、特に当事者の声に耳を傾けるべき。	今後、ご意見を踏まえて調査研究を推進してまいります。